

函館市いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月14日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第37号

函館市いじめ防止対策審議会条例の一部を改正する条例

函館市いじめ防止対策審議会条例（平成30年函館市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 審議会に、特別の事項（前条第1項第2号に掲げる事項に関するものに限る。以下同じ。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第4条の見出しを「（委員等）」に改め、同条第4項中「委員」の後ろに「および臨時委員」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 臨時委員は、その者の委嘱または任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、または解任されるものとする。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門的知識を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

第6条第3項中「委員」の後ろに「および議事に関係のある臨時委員」を加え、同条第4項中「出席した委員」を「委員および議事に関係のある臨時委員で会議に出席したもの」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 審議会は、委員および臨時委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を

有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。

第7条の見出しを「（委員等以外の者の出席）」に改め、同条中「委員」の後ろに「および議事に関係のある臨時委員」を加える。

第8条第7項を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定は、重大事態調査部会に属すべき臨時委員について準用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。